

教育基本法第1条(教育の目的) 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



さいたま市教育委員会経営方針

教育DXで実現させる学びの自立と個別最適化そして探究化  
～一人ひとりの多様な幸せ (Well-being) を大切にする未来の教育～



学校経営方針

日進中学校を社会の縮図とし、日進でのすべてのことを自分ごととして捉え、今の日進が前に進み、皆が楽しく幸せになるためには、自分にとって、仲間にとって、学校にとって、家庭にとって、地域にとって、何が必要で、何ができるのかを考え、実行していく「生徒の、生徒による、生徒のための学校」を目指す。

地域の声

(学校運営協議会)  
社会を司る一員として責任感をもち、自らを律した上で、他を敬い、感謝の気持ちを示す生徒の育成

教育理念

私たちの仕事は、日本のそして世界の未来を担う子どもたちとともに未来を創ることであると考えている。そこで、一番大切なことは、未来の担い手となる子どもたちの命を守ることであり、その命を輝かせることである。未来の宝である、子どもたちを、学校・家庭・地域でしっかりと協力して多方面から磨くことにより、子どもたちをより輝かせる教育を目指す。



校訓 『進取勤勉』

学校教育目標

「学ぶ生徒」

学習に主体的に向き合う生徒 → 磨

「誠実な生徒」

人間関係を大切にする生徒 → 輝

「鍛える生徒」

ねばり強く心身を鍛える生徒 → 磨

目指す生徒像

「希望をもって登校し、笑顔で活動し、満足して下校する生徒」

生活目標

・時を守り・場を清め・礼を正す

目指す学校像

「自立した考えをもち、主体的に行動し、社会性を学べる学校」

目指す教師像

「学校の主役である生徒たちを絶対の守護神として 守る教師」

本年度の重点

生徒を、守り、磨き、輝かせます

輝 生徒の主体的な取組

ア 生徒の輝く場面の設定：学校だけではなく、家庭・地域と連携し、生徒が輝ける機会を意図的計画的に設定 イ 生徒の主体的な活動の設定：授業・生徒会活動・行事・部活動等で生徒が主体的に活動できる場を意図的計画的に設定 ⇒ 生徒の生徒による生徒のための学校

磨 学力向上に関する取組

ア 授業等：授業の目的を把握と自己評価、タブレットの活用、「良い授業」の分析と活用 イ 家庭での学習：家庭学習の習慣（計画と評価）、スタディサプリの活用 ウ 主体的で対話的で深い学び：学習内容を活用する力の育成（SDGs教育・STEAMS教育・キャリア教育等）

磨 開かれた学校づくりに関する取組

ア コミュニティスクール：地域や保護者への的確な情報共有と意見集約 イ Webページの活性化：定期的なページ更新と見やすさ意識した表示

磨 教職員の資質向上に関する取組

ア 授業力の向上：「観る」「観られる」授業の展開 イ 学習相談の充実：テスト前に限らず、学習相談の機会の確保 ウ エバンジェリストの活用：教科横断的な活用の研究と実践 エ キャリア教育の充実：「生き方を学ぶキャリア教育」の実践（発表に向けて計画的に実施） オ 生徒指導・教育相談技術の向上：5種類の手引きを活用しての知識及び実践的な研修の実施、OJTの実施 カ ICT・SNS等の知識・技術の向上：指導員や関係機関と連携した実践的な研修の実施

守 安心・安全に関する教育

ア 恒常的な対応：定期的な安全点検、計画的な教育相談、生徒指・相談体制の整備 イ 緊急的な対応：全校を挙げての緊急度対応の徹底・関係機関との連携 ウ 衛生面における対応：新型コロナウイルス感染症対策の徹底、ASUKAモデルの徹底 エ SNS等への対応：生徒・保護者への研修の徹底・関係機関との連携